岐阜労福協第２１－４１号

２０２１年１１月２４日

岐阜県知事

古　田　　　肇　様

岐阜県労働者福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　筒 井　和 浩

**要　　請　　書**

平素は岐阜県労働者福祉協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協議会は、県本部と県下６支部により組織し、会員をはじめ多くの働く仲間や労働福祉事業団体（東海労働金庫・こくみん共済coop岐阜推進本部・岐阜県勤労福祉センター）と連携して、勤労者福祉の向上と地域・社会に貢献することを目的とした活動を進めております。

つきましては、下記のとおり要請書を提出しますので、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

**1．地方におけるSDGs（持続可能な開発目標）の進推について**

（１）岐阜県では、「清流の国ぎふ」ＳＤＧｓ推進ネットワークの取り組みが行われ、また、岐阜市、高山市、美濃加茂市が内閣府の「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されるなど、市町村においても積極的に取り組みが進められています。

岐阜県としても、この推進ネットワークを活用して、情報提供や各種団体との連携など、SDGsの更なる進推をはかること。

**2．被災者支援と防災・減災の取り組みについて**

（１）「災害対策基本法」により、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿は、岐阜県内すべての市町村で作成されていますが、この名簿を活用した個別避難計画の作成については、努力義務であることから２市２町にとどまっています。

災害発生時に、避難行動要支援者の生命を守るという重要な目的を達成する必要があることから、すべての自治体で個別避難計画が作成されるよう働きかけること。

（２）内閣府の「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」報告では、①防災・減災の観点からは、「自助」「共助」「公助」のうち保険・共済への加入は「自助」として位置付けをし②被災者の生活再建を支援する観点からは、住宅の再建・生活の再建については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するものとされ③南海トラフ地震や首都直下地震といった大規模災害時には膨大な住家被害が想定され、「公助」「共助」には限界があることから、住宅再建のためにはまず各世帯が保険・共済により事前に備えることが重要とされています。

このように自然災害の際に、住宅を補償するための保険・共済に加入することは、被災者の早期の生活再建につながることから、一層の啓発活動を行うこと。

**3．格差の是正・貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化について**

（１）「生活困窮者自立支援法」により就労準備支援事業、家計改善支援事業については、努力義務化されたものの、岐阜県内全ての自治体において両事業が実施されていないのが現状です。従って、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めながら、自治体間格差を是正し、岐阜県全体の底上げをはかる必要があります。

このため、岐阜県としてイニシアティブを発揮し、自治体職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化し、岐阜県内全自治体で任意事業が実施されるよう取り組むこと。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行うこと。

（２）「子どもの貧困対策法」により、子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされていますが、岐阜県内では、１４市１１町の策定にとどまっていることから、引き続き自治体に対して計画策定を働きかけること。

（３）コロナ禍の中で、子どもたちに食事や居場所を提供する「子ども食堂」の運営が困難になっていることから、運営支援や補助事業の拡充を行うこと。

**４．消費者・県民の安全・安心の取り組みについて**

（１）「消費者安全法」に基づき設置される消費者安全確保地域協議会とは、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の、消費者被害を防ぐための見守りネットワークです。消費者庁「地方消費者行政強化作戦２０２０」において、人口カバー率５０％以上という政策目標が設定されたところですが、岐阜県内では、５市において設置されてはいるものの、人口カバー率３８．５％にとどまっています

このため、既存のネットワークや会議体の活用、広域的な設置も含めて、目標達成に向け自治体に働きかけること。

（２）消費者行政に携わる人材を支援・育成し、相談窓口を強化することは、消費者行政強化につながります。しかし、県内の自治体の多くは、必要な消費生活相談員が配置できないばかりか、職員が業務の兼務で対応しているのが現状です。

従って、消費者行政強化に必要な｢地方消費者行政強化交付金｣の増額を、国に対して求めるとともに、自治体に対して、広域連携も含めた消費者相談体制を強化するよう働きかけること。

（３）2022年4月1日から成年年齢が18歳へと引き下げられることから、若年者が消費者被害を受ける可能性も高くなります。これを未然に防止するためには、若年者への消費者教育が重要になることから、この推進をはかること。

併せて、市町村においても若年者の消費者教育が充実・強化されるよう働きかけること。

以上